

# 保元の乱における河内源氏

元 木 泰 雄

## はじめに

治天の君のもとで相対的な安定を保っていた政治的・社会的秩序が、内乱に向けて大きく傾斜してゆく分水嶺に保元の乱は位置している。莊園を独自の経済基盤とし、在地領主層をも包括する諸権門の並存・競合、とりわけ院に対抗し得る俗界の権門摂関家の発展を背景とし、皇室及び摂関家における後継者争いを直接的契機として、保元の乱は勃発したのである。

この乱の意義については旧稿において、権門として強大化しつつあった摂関家の解体、および地方武士を率いて京の政界に活躍する軍事貴族、すなわち武門の棟梁の成立という二点を指摘した<sup>①</sup>。本稿では、右のうちの後者の問題について、一門分裂の悲劇を演じた河内源氏の動向を素材として、保元の乱前後における政治的立場や地方武士との関係等を具体的に論じることにした<sup>②</sup>。

後白河天皇のもと、義朝とならぶ武門の棟梁平清盛は、祖父正盛以来、追討使や受領として再三西国に下向し、国家から与えられた権限に基づいて地方武士を統率し、高い武名を得ていた。これとは対照的に、乱の三年前に下野守となる以前の義朝も、そして彼と敵対したその父為義も、右のような権限を国家から付与されることは一切なかった。たしかに彼らの祖、頼信・頼義・義家は、平氏と同様に受領・追討使として東国に武名を広めていた。しかし、義家没後に内紛を経て家督を継いだ為義は、三十数年にわたって六位檢非違使に留められたのである。かかる不遇の間に武名・郎等は失われたと考えられる。

その為義の長子義朝が、坂東において活躍し、保元の乱を経て平治の乱では平清盛と覇を競う武門の棟梁となったことは紛れもない事実である。本稿では、かかる義朝の棟梁化の背景となった坂東での活動、保元の乱における立場・役割等を説明したいと考えている。

以下右の問題を論じるために、まず院政期における軍事貴族と地方武士との関係を概括し、さらに義朝と敵対して権門摂関家と運命を共にした父為義の立場・行動を探り、義朝の東国下向の前提・背景を考察する。そして、義朝の活動の実態、保元の乱における後白河方軍事動員と義朝の関係等について論じることにした。

## 一、院政期の武士団

### 1、京武者と国々の武者

武士の起源は在地領主が私領を自衛するために武装したものとす、通説的理解はすでにほぼ否定されたと言える。これにかわって武芸を職能とする一種の芸能人を武士の起源とみなす見解が主流を占めつつある。こうした芸能人の実態、あるいはそれが在地領主と一体化する過程について様々な研究がなされているが、武芸を家職とする家柄に属する貴族、すなわち軍事貴族もまた、かかる芸能人の一つであった。<sup>③</sup>

軍事貴族のうち、桓武平氏、清和源氏等有力氏族の家柄は中央政界で活躍し、院政期には「京武者」等と呼称されていた。<sup>④</sup>これに対し、政争で没落した秀郷流藤原氏をはじめとする多くの軍事貴族は、受領の郎等、荘官などとして地方へ下向、土着し、地方武士すなわち「国々の武者」となっていたのである。京武者と国々の武者は、たしかに共に武者であり職能は共通しているが、その性格・政治的立場等は大きく異なっていた点に注意すべきである。

まず京武者は旧稿で指摘したごとく、中央政界に関与して京官・受領など中央貴族が任じられる官職を有し、概ね五位以上の位階を有している。京周辺に所領を形成し、そこに直属の武士団を保持しているが、在京活動が多く、在地領主としての性格はほとんど見られない。

彼らは檢非違使等として京の治安維持に当たる一方、受領・追討使、さらに目代・預所等の地位を占め、貴族・莊園領主に奉仕しながら、国々の武者に対しては抑圧者という性格をもっていたのである。

これとは対照的に、土着<sup>⑥</sup>した国々の武者たちは郡司・郷司などの地方官は有するものの、原則として中央の官職は帶さず、位階も六位以下、すなわち侍品が基本であった<sup>⑦</sup>。彼らも国衙を介して軍事的に動員され、受領・追討使のもとで軍事行動に参加することもあったが、ごく限られた機会にすぎなかった。彼らは在地領主として、自身の政治的・経済的、さらには軍事的基盤となる所領の維持に奔走を余儀なくされ、その政治的・経済的な保護者である国衙・莊園領主との結合を深めていたのである。

こうしてみると、京武者と国々の武者は原則として敵対・反目する関係にあったと言わねばならない。『平家物語』巻第四「源氏揃」の有名な一節によれば、治承四年当時の源氏一門は地方に分散・下向し、「国には国司にしたがひ、庄には預所につかはれ、公事雑事にかりたてられて、やすひおもひも候はず」という状態であったという。これは平氏の国司、預所に願使される源氏を描いた文章であるが、かかる関係はそのまま京武者と国々の武者のそれに当てはまるのである。本来、結合し難い関係にあった両者が一体となって中央政治に参加した画期こそが、保元の乱であったと言えるよう。

保元の乱の二大棟梁のうち、より注目すべき存在が義朝であることは先に述べた通りであるが、義朝による東国武士組織の問題を論ずる前提として、次に源為義の活動形態について検討する。

## 2、源為義と摂関家

「天下第一之武勇之士」と称賛された八幡太郎義家の死後、嫡子義親の謀反による討伐等によって河内源氏は激しい内紛を惹起し、結局義家の孫為義が家督を継いだことは周知の事実である。彼は叔父義綱一族追討の功により天永元（一一一〇）年三月、正六位上左衛門少尉の地位を得た<sup>⑧</sup>。ところが驚くべきことに、これ以後三十余年間、為義は叙爵さえも聴されず六位のままで過ごすことになるのである。その原因は直接的には彼やその郎等たちの粗暴で反社会的行動が貴族層に嫌悪されたため<sup>⑩</sup>であり、さらに背景を考えると、為義が父祖以来名

声を築いてきた東国に対する貴族の関心が後退していたことも影響したと思われる。為義の不遇を、白河院が摂関家と結んだ源氏を抑圧した結果、あるいは東国における源氏の強大化を恐れたためと考える根拠は何ら存在しない。

ここで注意したいのは、河内源氏全盛期の義家当時における武力編成形態である。のちに河内源氏にとって重要な意味をもつ東国武士との結びつきは一時的で弱体であり、義家の軍事行動の中心を占める在京活動において統率した武力は、別稿で記した通り京の近国を本拠とする武士団であったと考えられる<sup>⑫</sup>。かかる武士団の長は、美濃における満政流源氏や河内の坂戸源氏のように、いずれも京の政界に独自の地歩を有し、五位程度の官位を有する存在であった。換言すれば、義家の武力編成は京武者連合ともいべき形態をとっていたことになる。

こうした京近国の武士団は、河内源氏に対し、受領・追討使として下向する際に随行して恩賞を得たり、直接的に政治・武力面の保護を受けることを期待していた。ところが、義家を継いだ為義は、彼らよりも低い官位にとどまり、貴族社会で「最下品」と侮蔑された「侍品」へと転落したのである。このため京近国の武士たちの大部分は為義のもとを離脱したものと考えられる。白河院政期後半、鳥羽院政初期における為義の立場は、すでに没落の途を辿っていた摂津・大和源氏等と、もはや変わらない状態になっていたのである。

しかし、為義にはこうした武士団と異なる点、すなわち父祖の遺産が存した。その一つは、為義主従の粗暴さを嫌悪した院や貴族たちからも一目を置かれた精強さである。為義個人の武勇を伝える史料は残っていないが、少なくとも、河内源氏が歴代培ってきた武略・戦略に関する知識が豊富に蓄積されていたことは疑いない<sup>⑬</sup>。為義が各荘園領主に重用され、ついには藤原忠実のものとの摂関家と密接に結合し得たのは、このためと考えられる。他方、為義には父祖以来、乳母関係や荘園制等を通して保持されてきた東国の家人との関係も存した。これを背景として、為義は長子義朝を坂東へ下向させ、主従関係を再強化することになると考えられている。

通常、為義の摂関家に対する接近と、義朝の坂東下向とは無関係な、別個の性格の問題ととらえられる。すなわち前者は官位等の栄進を目指して備兵化する一種の方便であり、逆に後者こそは河内源氏の武士としての発展を企図する行動と理解されているのである<sup>⑭</sup>。しかし、義朝が本拠とした鎌倉周辺を支配し、一説には彼を婿に迎えたとされる三浦一族は単なる源氏譜第の郎等ではなく、摂関家領三崎荘の荘官であった<sup>⑮</sup>。また義朝は康治二(一一四三)年、波多野遠義の女との間に次子朝長を儲けているが、この波多野氏も摂関家領相模国波多野荘の荘官である<sup>⑯</sup>。しかも、義朝が坂東において活動を活発化させた康治・天養年間、京で為義が摂関家の家長忠実の命を受けて様々な奉仕

を開始した時期に一致する。とくに、康治元年八月、忠実の命令によって興福寺の反信実派僧侶を奥州へ護送した事件は、為義にとって東国における摂関家領の荘官らとの結びつきを強める契機になったはずである。こうしてみると、為義の摂関家臣従と、義朝の坂東下向とは密接に関連したものと考えられる。

さて、忠実に近侍してから以後における為義の行動には、摂関家の家政に関するものが目を惹くようになる。先述の興福寺僧護送のほか、度重なる忠実・頼長の外出に際しての前駆・警護、近侍する武者相互の抗争鎮圧、さらに次子義賢が頼長の莊園を「預」けられたごとき莊園管理等を、為義一族は勤仕するのである。<sup>26</sup> 他方、武士団の組織についても、為義は摂関家の家産機構と密接な関係を有していた。有名な「佐々木行真申詞記」で知られる行真の四男行正は為義の郎等となったが、彼は忠実の舍人であった。<sup>27</sup> また、『保元物語』によれば幼子鶴若の乳人は佐野源八と称する武者であったが、彼は頼長領下野国佐野荘と関係する者と推測されている。<sup>28</sup>

一方、為義は久安年間に当時長渚御厨をめぐって賀茂社と対立していた東大寺と結び、摂津国大物浜に進出している。<sup>29</sup> 当時の東大寺別当寛信は藤原頼長と密接な関連を有していたと考えられ、仁平二(一一五二)年六月には、南都で殺人を犯した僧明海を追捕するために、寛信の要請によって頼長が検非違使を仁和寺に濫入させて大きな政治問題を惹起したほどなのである。<sup>30</sup> こうしてみると、為義の大物浜進出も、やはり寛信の依頼を受けた頼長の意向によるものと推察される。結局大物浜に関する相論は東大寺側の敗北に終わったが、それとほぼ同時期に為義の「摂津旅亭」が頼長の命を受けた源頼憲に焼却されていることも、為義の進出が元来頼長と深く関係していた事情を察知させるのである。<sup>31</sup>

以上のように、為義は政治的には勿論、郎従の獲得、所領形成等においても摂関家と密接に関係していたと言わねばならない。そして、為義の武士団の強化・発展は、また摂関家の権力の強化につながったのであり、為義は権門としての摂関家に強固に組込まれていたことになる。後述するように、保元の乱に際して後白河天皇陣営は素早く手段を講じて権力を正当化し、国家の権力機構を介して軍事力の動員を図った。しかし為義は息子を率いて頼長のもとに参候し、源頼憲や平忠正らとともに、権門摂関家に殉じたのである。この選択の背景に、摂関家と不可分となっていた彼の立場が介在したことは言うまでもない。こうしてみると、為義は莊園領主に奉仕し、またその秩序の中で行動したのであり、広汎な地方武士との接触はなかったことになる。かかる為義の立場は、まさに典型的な京武者であったと言える。か

つて京武者連合の盟主であった義家の後継者が為義は、政治的地位の下落によって一介の京武者に転落し、摂関家に吸収されるにいたつたのである。

さて、このように考えるなら、元来為義や摂関家の権威を背景として坂東に下向した義朝の活動やその成果は、為義の地位に何ら関係しなかつたことになる。それどころか、義朝は保元の乱以前から為義の次子義賢や、その猶子頼賢らと激しい対立状態にあつたのである。そこで、次に義朝の坂東下向の事情や武士団組織の実態を探り、彼が為義や摂関家を離れ、後白河天皇方に属することになった背景、意味を考察することにする。

## 二、源義朝の坂東下向

### 1、坂東における活動

源義朝が坂東で活動したことが確実な最初の年は康治二（一一四三）年になる。<sup>②⑧</sup> また、『平治物語』にあるように、その長子義平が三浦義明の女の所生とすれば、<sup>②⑩</sup> 義朝下向の時期はさらに二年以上遡る。いずれにせよ、先述のごとく、為義が藤原忠実に伺候して、活発に活動し始めた時期と一致するのである。

さて義朝の坂東における活動としては、二つの重要な事件が知られている。まず康治二年には、上総の豪族平常澄と与同して、当時国守の圧迫等で動揺していた千葉常繁の所領相馬御厨の「圧状」を責取り、自ら下司となつて御厨を寄進している。<sup>②⑪</sup> ついでその翌年には、相模国高座郡にある大庭御厨に対し、二度にわたる侵入を行なつた。<sup>②⑫</sup> とくに二回目にあたる天養元年十月二十一日には、田所目代源頼清、三浦一族など総計一千騎が動員されたという。<sup>②⑬</sup> これらの二つの事件については多数のすぐれた研究があり、詳細に繰返す必要はあるまい。ここでは、義朝の武力・主従関係等の特質について若干指摘しておくことにする。

まず、これら二つの事件はともに在地領主相互（とくに相馬御厨の場合は同族間）における対立・抗争を調停したものと考えられている。<sup>②⑭</sup>

義朝が調停をなし得た背景には、当時鳥羽院政と協調しつつ関東にも荘園を形成していた藤原忠実の権威が介在したであろうことは想像に難くない。先述のように共に摂関家領の荘官であった三浦・波多野両氏と義朝が婚姻等で結合していたことはこれを裏付ける。また、武士団の成長、所領の拡大にともなう相論の激化・長期化が進み、当事者が属する国衙・荘園領主双方から独立した調停者が待望されていた事情もあつたと思われる。この時期、義朝のほかにも軍事貴族が坂東をはじめ諸国に下向し、拠点を築いた事例が数多く見出されることは、その傍証である。

一方、義朝の武力編成にも注目する必要がある。大庭御厨に対する濫入に際し、彼は名代を派遣してはいるが、主要な武力となつたのは言うまでもなく、三浦・和田・中村氏等の豪族たちであつた。また相馬御厨の紛争では武力衝突は見られなかったが、義朝は上総介常澄に擁立される形で行動していた。このように、義朝は独立した有力武士団との関係によって活動したのであり、直轄所領における直属の武士団はほとんど率いていなかったのである。したがって、義朝が主体的に武士団を統合したとみるより、彼はその権威を利用していたと考えるべきであろう。義朝は在地領主相互の対立を調停し、現地において直接的な所領の保全は成し得た。しかし、のちに治承・寿永内乱初期においてすら、上洛による中央政治への介入より領土保全を重視していた坂東武士たちを、ただちに組織し京へ動員し得る権力を義朝が有していたとは到底考えられないのである。

このように、当時の義朝の権力を大きく評価することはできないが、調停者としての義朝の存在は坂東の武士の間に強い影響を残したことは疑いない。右に述べたような義朝の政治的立場や武力編成形態から考えて、彼が従来の京武者とは全く異質な存在となつていたことは明白である。むしろ、高次権力として御家人を統率・調停し、また家人型郎従に相当する直属武力をほとんど有していなかった鎌倉殿の原型を、ここから想起することも不可能ではないと思われる。

それはともかく、摂関家の権威を背景として義朝が行動したことは、先述のごとく疑いない。しかし、義朝は摂関家領の拡大を図つたわけでもないし、言う迄もなく保元の乱では反対陣営に加わつた。また、右のような義朝と東国武士との関係から判断するならば、彼が在京する為義と密接に連係し、一体の武士団として行動し得なかつたのは当然と言えよう。『保元物語』に描かれたように、<sup>⑤</sup>為義が義朝を坂東に下向させ、同地の郎従を彼に譲渡して強力に武力を編成していたとは考え難いのである。では義朝はどのような立場にあり、いかなる役割

を期待されたのであろうか。次に義朝下向の事情や保元の乱以前における武力の存在形態等の分析を通して再検討してみることにする。

## 2、為義と義朝

源為義の次男義賢は、保延五（一一三九）年の体仁親王立太子にともなって、春宮帯刀先生に補されたと考えられている<sup>③⑥</sup>。義家の後継者となった義忠も帯刀に就任していたのであり、職務の性格から考えても重要な意味を有することは言うまでもない。義賢の兄義朝が、この五年後の天養元年においても、単に「字上総曹司」と称されたにすぎず<sup>③⑦</sup>、無官であったことを考えあわせるならば、義賢が将来の家嫡に擬されたことは明らかである。義朝が長らく無官であったのは、もちろん坂東に下向していたためであるが、通常この下向は東国武士团组织という重大任務のためと考えられ、義賢の家嫡化も便宜の措置と看做されている。しかし、そのように推測するのは正しいのであろうか。他の河内源氏における坂東下向と家嫡決定の事例から考えてみることにしよう。

まず、右にもふれた義忠は義親滅亡後に家嫡と定められたが、この時彼の兄であった義国は下野に下向していたために家嫡から除外されたごとくである。両者は同母兄弟<sup>③⑧</sup>で、しかも義国は完全な土着ではなく京の政界にも地歩を有していたが、一連の内紛に際しても全く家嫡として名前はあがらなかった。むしろこれは緊急時の事例であるが、為義の場合でも、義賢が解官されるやこれを東下させ、かわって在京する頼賢を政治的後継者としている<sup>④⑩</sup>。そして周知のごとく、義朝も坂東に居住した勇猛な義平を闇いて、在京した三男頼朝を嫡子としたのである。こうした事例から判断するならば、義朝の坂東下向は将来の家嫡を約された上での栄光ある行為ではなく、むしろ家嫡の地位を奪われることを意味していたと考えられる。

かかる措置が講じられた原因は無論明白ではないが、ただ義朝の外祖父藤原忠清が白河院の側近であったことが、影響した可能性は強い。すなわち、為義が藤原忠実<sup>④⑪</sup>に近侍・奉仕するに際して、忠実に関白解任・蟄居を命じた不俱戴天の敵白河院側近の外孫を、あえて家嫡から疎外することは想像に難くないのである。為義の忠実に対する近侍と義朝の坂東下向がほぼ一致する一因はここにあったと考えられる。むしろ先述のごとく、義朝の東下に際し、為義や摂関家の支援が存したことは疑いなく、義朝もかかる支援によってはじめて権威を得たこと

も言うまでもない。しかし、家嫡からの疎外という事情に義朝が為義や摂関家と対立する遠因が存したのではないだろうか。

一方、当時の情勢から、為義が義朝に期待したものを推察してみよう。まず、保元の乱以前の段階では多数の地方武士を京にまで動員することは、大規模な強訴を除いて考えられなかったと言える。そして強訴における武者の動員形態も、戦闘よりも防禦の性格が強く、動員された地方武士も、京武者と連係していなかったのである。少なくとも、為義が摂関家に近侍し始めた段階で、義朝に対し東国武士を組織して上洛することを期待していたとは考えられない。ただ、義朝の活躍によって坂東に河内源氏の武名を拡大することが為義の願望であったと考えられる。なぜならば特定地域に対する武名——有勢之聞——こそが、その地に追討使・受領等として派遣される最大の理由となつたからである。<sup>④⑤</sup> 為義が同じ年齢の平忠盛に対抗心を有したであろうことは容易に想像がつくが、坂東における義朝の活動にも、平氏が西国に築いた武名に匹敵する名声を、坂東に築こうとする意図が込められていたと考えられる。そして義朝は十分それに応えることができたと言えるだろう。しかし、以後も恐懼・謹慎を繰返した為義にとって、右の願いは空しいものとなつた。

家嫡から疎外された東下、中央における父為義の相変わらずの不振等の事情を考えれば、義朝がしだいに為義・摂関家を離れるのは当然とすべきであろう。とは言え、義朝が最終的に為義・摂関家と訣別した原因は不明である。ただ、若干の臆測を加えるならば、摂関家領の荘官であると同時に相模最大の在庁官人でもあつた三浦氏は、白河院に三浦為俊が近侍したように、院政とも深い関係を有していたこと、義朝・三浦氏は大庭御厨侵入に際し目代と与同したが、当時の相模守が鳥羽院判官代藤原憲方の息男頼憲であつたこと等々が、義朝を鳥羽院に近づけた背景に介在したと思われる。とくに相模守頼憲は大庭御厨侵入を伊勢神宮側が抗議した際、義朝の行動は「国司不能進止」と称して庇護した点が注目される。そして待賢門院に近い熱田大宮司家との婚姻<sup>④⑨</sup>によって、義朝の立場は確定したのである。

さて、大庭御厨侵入事件から九年を経た仁平三（一一五三）年三月の祭除目において、義朝は善子内親王末給合爵として従五位下に叙爵され、同日下野守に補任されることになる。<sup>⑤⑩</sup> 義朝は坂東における武名を背景として、河内源氏にとってゆかりの深い下野の受領の地位を得たのである。かかる義朝の立場は、西国において武名を博し、受領を歴任していた伊勢平氏の立場に一步近づいたと言えるだろう。少なくとも受領就任を契機として、義朝にとって摂関家の権威は不要となつたことは間違いないのである。以後、義朝は南関東に加えて、足利義康以下下野の諸豪族とも関係を深めてゆく。<sup>⑤⑪</sup>

一方、下野守補任から二年を経た久寿二（一一五五）年八月、義朝に代わって鎌倉に居住していた長子義平が、武蔵国に居住していた叔父義賢とその外舅秩父重隆を滅ぼす事件が発生した。<sup>⑤</sup> 義賢が藤原頼長の寵臣であったこと等々から考えて、この事件は義朝一族と為義・撰関家との決定的な対立を象徴するものと言えよう。<sup>⑥</sup> また同時に、この背景には武蔵における秩父氏以下の武士団と、相模における三浦氏等の武士団との対立が存したことも想像に難くない。武士団相互の対立は、しだいに規模を大きくし、深刻なものとなっていたことが明らかである。

保元の乱直前における義朝と、東国武士団をめぐる状況はかかるものであった。保元の乱はこれに如何なる影響を与えたのであろうか。以下、乱における武力の動員形態を通して検討してみよう。

### 三、保元の乱と源義朝

#### 1、後白河天皇方の軍事力動員

平安京を舞台にした最初の兵乱である保元の乱が、鳥羽法皇の死を直接の契機とし、それによって顕在化した皇室内部の分裂を原因の一つとして勃発したことは周知の通りである。「治天の君」鳥羽の死は、すでに院政の途を封じられ、一介の上皇にすぎなかった崇徳の地位を、変化・上昇させる可能性を生じた。このため、鳥羽が重態に陥るとともに、その側近たちは相次いで措置を講じ、崇徳を皇権から完全に排除していったのである。

『兵範記』によれば、鳥羽の重病が初めて表沙汰になったのは五月二十七日で、六月一日には「左大将奉<sub>レ</sub>行一向御万歳沙汰<sub>一</sub>」したという。そして同月十二日には美福門院の出家が行なわれ、太政大臣藤原实行以下、服喪していた忠通・頼長を除いて「公卿皆参<sub>レ</sub>」るといふ盛大な儀式が安楽寿院に催された。ところで『愚管抄』によると、鳥羽院は「美福門院一向母后ノ儀ニテ」関白忠通以下の廷臣とともに後白河天皇を擁護するように遺言したという。<sup>⑦</sup> 撰関政治期において母后、すなわち国母が強大な権威を有し、天皇・撰関らとともにミウチ政

治の一翼を担ったばかりか、時として幼主を擁護し、また天皇・摂関の決定権を行使するという、皇室・摂関家の家長ともなったことはよく知られている。<sup>56</sup> 美福門院はかかる権威を獲得し、皇室の家長として後白河を庇護することを期待されていたことになる。右の女院出家の儀式こそは、全公卿を女院に扈從させて、おそらくは「母后ノ儀」を認めさせ、皇室の家長を彼女が継承したことを印象づける行為であったと考えられる。かくて、国母美福門院と後白河天皇によって皇権は独占され、崇徳は再び封じ込められた。治天の君ではない上皇がさしたる権力を有さず、院宣や院庁下文が宣旨・官符に権威の面で劣っていたことは周知の通りである。もはや彼は国家権力から完全に排除されたことになる。

一方、左大臣頼長に対しても厳しい抑圧と挑発が行なわれたことは先学の明らかにしたところである。<sup>57</sup> 七月八日に配流が決定されたことは『保元物語』のみに見えるにすぎないが、同日『兵範記』によれば頼長の私邸東三条殿が「没官」されていることから判断して、彼が罪人の烙印を捺され何らかの処罰が決定されたことは疑いない。頼長もまた罪人として国家権力から排除されたのである。このように、後白河天皇陣営は、自己の王権の正統性を確立するとともに、崇徳・頼長を国家権力から除外し、さらに挑発を繰返して挙兵へと追込むにいたった。

これに対し、鳥羽・後白河が、国家権力の掌握者が行使し得る権限を十全に発動して武力を動員したことは、旧稿で記した通りである。<sup>58</sup> 六月一日以後、義朝・義康が院宣によって禁中を警護し、源光保・平盛兼以下「源氏平氏輩皆悉率随兵、祇候于鳥羽殿」したというが、彼らの動員も従来から見られた治天の君による京武者の動員に他ならない。<sup>59</sup> また、七月五日には勅を奉じた藏人の命によって檢非違使が京中の武士を取締っているが、これも勅命による檢非違使の発動という国家の権力機構の行使であった。さらに、『保元物語』によれば、「惣而諸国の宰夫兵進士」とあるが、この字句は諸本を総合すると、「諸国の宰吏が兵を進止」した意味に解される。<sup>60</sup> 従来、大規模な強訴に対応して諸国衙からの兵士動員がしばしば行なわれていたが、保元の乱においても同様の動員が為されたことになる。このように、鳥羽、後白河陣営の軍事力は、国家権力を発動し、既往の制度に沿って組織的に徵募されたのである。それは、在京していた武士の思惑によって偶発的に形成されたものでも、無秩序に上洛してきた地方武士が集められて成立したのもでも、決してなかった。

さて、保元の乱は、京における初めての俗界の政治勢力相互の抗争であり、いかに兵員数が巨大であっても防禦を基本とする僧兵の強訴

とは決定的に異なる。したがって、兵力の投入に際しても、従来の強訴に対してとられた並列的な編成に代わって、最も有力な武将平清盛・源義朝を総大将とし、その他の京武者を補佐役にまわす編成形態が用いられたのである。<sup>65</sup>この場合、強訴防禦の際は京武者と別系統で行動していた諸国の兵士たちも、当然何らかの指揮系統に属したものと考えられる。このことを示唆するのが『保元物語』に記された義朝の武力編成<sup>66</sup>なのである。これによると、東国十七箇国にわたる多数の武士が義朝に従っていたとされるが、この中には義朝とほとんど関係のない国名も含まれており、これらを全て彼の私的な従者とみなすことは不可能と言える。むしろ史料としての信憑性も問題になろうが、右の記事こそは国衙を通して動員された諸国の武士たちが、東国に武名を有する義朝のもとに配属された事実を反映していると考えられる。

元来、義朝と関係を有していた相模をはじめとする南関東の武士団も、その多くはやはり国衙を介して動員されたものと推察される。しかし、そうであっても義朝が、従来坂東においてのみ統率し得た武者たちを、京において自身の政治行動のために初めて統率したことに相違はない。地方における武名が、中央政治に反映することになったのである。清盛と西国武士の関係についても同様のことが言える。

保元の乱を通して義朝・清盛は国々の武者との結合を強め、彼らの武力を背景に中央政界に君臨し、また彼らの利害を一定程度代表する存在となった。すなわち武門の棟梁へ脱皮したことになるのだが、棟梁成立の意義については旧稿でふれた通り<sup>67</sup>であり、ここでは繰返さない。ただ、棟梁の成立の決定的な要因は、武士団の自律的な成長・発展、あるいは軍事貴族の地方における活動等では決してなかった点は注意しておきたい。自己の所領保全、拡大という直接的な目的で近隣武士団相互と抗争を続けていた国々の武者たちを、中央政治に介入させるにいたった最大の要因は、中央政治勢力の分裂と抗争、それにとまなう軍事力の肥大化だったのである。国家権力による軍事力の動員・編成こそが、武門の棟梁を成立させたことになる。

かくして、保元の乱の結果、義朝は清盛に対抗しうる棟梁となった。以下、乱後の両者についてふれて、平治の乱への前提を探る。

## 2、清盛と義朝

保元の乱の論功行賞において、とりわけ重い恩賞を与えられたのが清盛と義朝の二人であった。清盛は、受領の最上位として将来の公卿

昇進をほぼ約束された播磨守を与えられ<sup>66</sup>、さらに昇殿・叙位などの勲賞は弟・子息にも及んでいる<sup>69</sup>。これに対して義朝は、ただちに昇殿を聴され、右馬権頭（のち左馬頭）に任じられたほか、続いて下野守重任、従五位上への昇進等を認められている。こうした措置について、清盛以下平氏一門を優遇したのに対し、一族を犠牲にしながら奮戦した義朝を冷遇・抑圧したと考える通説的理解がある<sup>70</sup>。しかし、かかる見解は妥当なものとは考えられない。

恩賞の多寡を考える場合、それ以前の立場・地位を考慮せねばならないのは言うまでもないだろう。父忠盛が内昇殿を聴され正四位上刑部卿にまで栄進し<sup>74</sup>、自身も乱以前に正四位下で大国安芸の国守となっていた清盛にとつて、より大国である播磨守への遷任は穏当な処遇であり、また共に参戦した一族にも恩賞が与えられるのも当然のことと言える。これに対し、義朝の官位は元来従五位下下野守にすぎず、それも乱直前に漸く受領の末席を占めた状態であった。しかも、その父為義や弟たちの死も謀叛人として処刑された結果に他ならず、義朝にとつては不名誉な事態でしかなかったのである。かかる義朝が、院近臣が数多く任じられてきた重職左馬頭に任じられ、さらに河内源氏始まつて以来の内昇殿を聴許されたことは、破格の恩賞と言わねばならない。恩賞面では、むしろ義朝は清盛にも勝る厚遇を受けたと評すことができよう。したがって、恩賞面の隔差を不満として、義朝が清盛に対する敵愾心を抱いたと考えることは困難である。

その義朝が、平治の乱において敢えて強引な挙兵に踏切り、清盛と衝突したのは何故であろうか。むしろその背景には貴族層の動向が複雑に関連しており、単純な問題ではない。ただ、義朝にとつて、武者として朝廷、院から重用され官位の上昇を実現するためには、平氏一門の存在が厚い障壁と思われたことは当然であろう。また、東国武士団を組織し続けるためにも、彼らの所領確保・拡大といった願望を満たす新たな活躍の場を与える必要もあつたと考えられる。平治の乱の際に、多数の東国武士がすでに上洛・在京していた事実は、彼らの動向・願望が義朝の行動に影響を及ぼしていたことを窺知させるものである。

義朝が在京活動においても東国武士を重視せざるを得なかつた事情は、『保元物語』や『平治物語』に見られる彼の武力編成からも明らかと言える。彼は京近国には僅かな郎従を有したにすぎず<sup>71</sup>、乳兄弟鎌田正清のごとき腹臣も含めて基本的に東国武士に依拠し、これを糾合する武力編成形態をとつていたのである。そして注目すべきことに、河内源氏相伝の本領河内をはじめ、畿内諸国に郎従の名は見出されない<sup>78</sup>。このことは、京武者として京周辺に郎従を獲得・保持してきた父為義と、義朝が訣別した事態を反映するものと言える。また同時に、京近

国における本領に居住する相伝の武士団を武力編成の中核とし、遠隔地の武士団とは僅かな結びつきを有するにすぎない京武者の性格を義朝が払拭していたことをも右の武力編成は物語っている。

清盛の武力編成はこれとは対照的であった。彼の武力の中核となったのは、他ならぬ平氏相伝の本領である伊賀・伊勢に居住する武士団であり、さらに平家貞のごとき一門を中心として、京周辺に蟠踞する京武者たちもまた枢要な武力を形成していた。これに比して西国諸国の武士の名は僅かしか取上げられておらず、平治以降においても平氏に近侍・活躍した武士は難波・瀬尾氏など、ごく限られた存在にすぎない<sup>⑩</sup>。かかる武力編成はまさしく院政期における京武者のそれと共通するものであり、その量的肥大化と称すべきものであった。

以上のような両者の武力編成形態の相違は、平治の乱の勝敗はもちろん、私郎従を中核として官兵を動員した平氏政権の軍制<sup>⑪</sup>、そして広汎な東国武士を組織した鎌倉幕府のあり方を、それぞれ規定してゆくことになるのである。

## むすび

以上、本稿では保元の乱前後における河内源氏の実態を検討し、義朝が武門の棟梁となる背景について考察を加えた。論点は多岐に亘ったが、主要なものは次のごとくになる。

(一) 院政期の武者は、京に官位を有し莊園領主の爪牙となった京武者と、地方に居住した国々の武者に二大別され、両者は基本的に対立関係にあったが、源為義は京武者として撰関家に包括される存在であった。

(二) 義朝の東国下向は為義・撰関家の支援のもとに行なわれたが、家嫡から排除する意図もあり、調停行為を通して東国に武名を築いた義朝は、しだいに父や撰関家から離反することになる。

(三) 義朝は東国武士を独自に上洛させる必要も力量も有さなかったが、保元の乱において国家権力による地方武士の動員が行なわれ、義朝は京において東国武士を率いて戦った。この結果、義朝は清盛とならぶ武門の棟梁となるが、両者の武力編成は著しく異なり、平氏政権や鎌倉幕府の性格をも規定する。

さて、保元の乱に続く平治の乱は、清盛・義朝という二大武門の棟梁の衝突によって結着した事件であった。しかし、単に結果から判断して武士を主役とする兵乱と看做するのはやや疑問が残る。乱の前提として、信西の政治主導とその反対派の対立、反信西陣営における親政派・院政派の確執等の実態を説明する必要がある。そして、圧倒的な軍事的勝利を得た清盛が、政権に到達するために、さらに二十年を要した意味を明確化せねばならない。かかる論点を次の課題として稿を閉じることとする。

〔注〕

- ① 「院政期政治史の構造と展開」(『日本史研究』二八三号所収)。
- ② 当時の源氏についてはすぐれた研究が数多い。とくに上横手雅敬氏「院政期の源氏」(『御家人制の研究』所収)は、為義の活動を概括するとともに、義朝の婚姻関係を詳細に分析し、保元の乱で敵対するに到った両者の立場の相違を明快に分析している。本稿は、上横手氏の視角を継承しながら、為義・義朝が対立する原因、両者の武者としての性格の相違に言及したいと考えるものである。なおこのほか為義については、米谷豊之祐氏「源為義 其の家人、郎従の結集・把持——武士政権成立前夜における武士団棟梁の苦悩——」(『大阪産業大学論集(人文科学編)』二八号所収)、また義朝については坂東における活動を中心に安田元久氏「中世初期における相模国武士団」(『古代末期における関東武士団』(共に同氏著『日本初期封建制の基礎研究』所収)、上横手氏「棟梁と坂東」(同氏著『日本中世政治史研究』所収)、五味文彦氏「大庭御厨と『義朝濫行』の背景」(同氏著『院政期社会の研究』所収)等で論じられている。ただし、これらの義朝についての研究は坂東における活動の分析が中心で、中央の政情、活動との関連については未解明の部分が多い。
- ③ 戸田芳実氏「国衙軍制の形成過程」(『中世の権力と民衆』所収)、上横手雅敬氏「平安時代の内乱と武士団」(『シンポジウム日本歴史5 中世社会の形成』所収)、高橋昌明氏「騎兵と水軍」(戸田芳実編『日本史(2) 中世I』(有斐閣新書)所収)等の諸研究に代表される。
- ④ 「京武者」概念については、拙稿「摂津源氏一門——軍事貴族の性格と展開——」(『史林』六七—六八所収) 参照。
- ⑤ 拙稿注④前掲論文。
- ⑥ 有官位者の地方下向に「留住」「土着」の二種があり、両者が決定的に性格を異にすることは、戸田芳実氏「領主的土地所有の先駆形態」(同氏著『日本領主制成立史の研究』所収) 参照。また、軍事貴族の所領経営が留住に相当し、土着と異なる点は高橋昌明氏「伊勢平氏の成立」(同氏著『清盛以前——伊勢平氏の興隆——』所収) に詳しい。
- ⑦ 地方における侍品の立場・役割については中原俊章氏著『中世公家と地下官人』参照。
- ⑧ 国衙における軍事力動員については、石井進氏「中世成立期の軍制」(同氏著『鎌倉武士の実像——合戦と暮しのおきて——』所収) 参照。
- ⑨ 「殿暦」同年三月十日条、「除日大成抄」。
- ⑩ 為義の行動については上横手氏、米谷氏注②前掲論文に詳しい。

- ①① 十二世紀前半、東国・奥羽において兵乱が発生したり、官物対捍がなされたりしても追討使の派遣が議されたことはなかった。たとえば、天永四年に発生した横山党による内記太郎殺害事件は大規模な反国衙蜂起であったと考えられている（野口実氏『坂東武士団の成立と発展』二三六―七頁）。しかし朝廷は坂東諸国に追討宣旨は下したものの、追討使派遣は議していない。また『長秋記』大治四年八月二十一日条によれば、藤原清衡没後の内紛により陸奥国では「公事多欠怠」という状態となったが、何ら対策は講じられなかった。
- ①② 拙稿「十一世紀末期の河内源氏」（古代学協会編『後期撰関時代史の研究』（吉川弘文館より近刊）掲載予定）。
- ①③ 『中右記』天仁元年正月二十四日条によると、藤原宗忠は平正盛を「最下品」と称しているが、これは正盛が概ね六位、辛ろうじて五位に昇り得る侍品の家系伊勢平氏に属していたため称されたものである。
- ①④ 侍品に対する差別については拙稿「諸大夫・侍・凡下」（『今井林太郎先生喜寿記念国史学論集』所収）参照。
- ①⑤ 撰津源氏の立場、没落については拙稿注④前掲でふれた。
- ①⑥ 保延元年の海賊追討使選考に際し、落選したとは言え、平忠盛とならんで候補に擬されたことは、その証拠である。
- ①⑦ 河内源氏の戦略知識を物語る事例としては、『今昔物語集』巻二十五ノ九「源頼信朝臣責平忠恒語」に見られる、頼信が未知の地である坂東において浅瀬の存在を指摘し、勝利を収めた逸話が指摘できる。
- ①⑧ たとえば米谷氏注②前掲論文。
- ①⑨ 野口実氏『坂東武士団の成立と発展』一四八―一五二頁。
- ②⑩ 野口氏注⑨前掲書、一六四―一六五頁。
- ②⑪ 『台記』同年八月三日条。
- ②⑫ 具体的には、上横手氏、米谷氏注②前掲論文。また拙稿「撰関家における私的制裁について——十一・十二世紀を中心に——」（『日本史研究』二五五号所収）参照。
- ②⑬ 『平安遺文』二四六七号、「佐々木行真申詞記」。
- ②⑭ 米谷氏注②前掲論文参照。
- ②⑮ この事件の詳細については『兵庫県史』第一巻第八章第三節（大山喬平氏執筆部分）参照。
- ②⑯ 河音能平氏「ヤスライハナの成立」（同氏著『中世封建社会の首都と農村』所収）。
- ②⑰ 『兵範記』仁平二年六月五日、九日条、『本朝世紀』同年六月十一日条参照。この事件については河音氏注②⑮前掲論文等でも論じられている。
- ②⑱ 『本朝世紀』仁平元年七月十六日条。
- ②⑲ 『平安遺文』二五八六号、「下総国平常胤寄進状」。
- ③⑰ 『平治物語』上「信西の子息尋ねらるる事（付）除目の事（付）悪源太上洛の事」に「悪源太義平は母方の祖父三浦の許に在けるが」とある。
- ③⑱ この事件の経緯については西岡虎之助氏「坂東八カ国における武士領荘園の発達」（同氏著『荘園史の研究』下巻所収）、安田氏、上横手氏注②前掲論文、福田豊彦氏「千葉常胤」（人物叢書五四）九五―一四四頁、野口実氏注⑨前掲書一一七―一四〇頁等で論じられている。

- ③② この事件の経緯については、西岡氏注⑩前掲論文、安田氏、上横手氏、五味氏注②前掲載文、石井進氏「相武の武士団」(同氏著注⑧前掲書所収)等で論じられている。
- ③③ 『平安遺文』二五四八号、「官宣旨案」。
- ③④ かかる理解は、相馬御厨については福田氏、野口氏注⑩前掲書、大庭御厨については五味氏注②前掲論文で示されている。
- ③⑤ 『保元物語』中「為義最後の事」
- ③⑥ 上横手氏注②前掲論文。
- ③⑦ 『中右記』嘉承二年十月二十二日条。
- ③⑧ 『平安遺文』二五四八号、「官宣旨案」。
- ③⑨ 『尊卑分脈』によると、両者の母は藤原有継女であった。
- ④⑩ 上横手氏注②前掲論文。
- ④⑪ 『尊卑分脈』
- ④⑫ 『殿暦』康和二年五月二十七日条、同三年七月五日条、長治二年閏二月十五日条、天仁元年十月三日条などに、忠清が院の使者として忠実を度々訪れたことが記されている。
- ④⑬ 戸田芳実氏「中右記―躍動する院政時代の群像―」(日記記録による日本歴史叢書 二二二―二二頁参照)。
- ④⑭ 高橋昌明氏注⑥前掲書一九九頁。
- ④⑮ 『長秋記』保延元年四月八日条によると、瀬戸内海の内海賊追討使選考において公卿の多くは「有有勢之聞」という理由で平忠盛を追討使に推している。
- ④⑯ 野口実氏著『鎌倉の豪族Ⅰ』一九一頁。
- ④⑰ 『日本史総覧』II「国司一覽表」。なお憲方が鳥羽院判官代であったことは『平安遺文』二五三六号、「鳥羽院庁牒案」に署名していることからわかる。
- ④⑱ 『平安遺文』二五四八号、「官宣旨案」。
- ④⑲ 熱田大宮司家との婚姻については、上横手氏注②論文に詳しい。
- ④⑳ 『兵範記』同年三月二十八日条。
- ⑤① 義康の室(義兼母)は、義朝室の姪にあたる熱田大宮司範忠女であった。義康の兄義重が保延元(一一三五)年生まれであることから考えて、これより年少の義康の婚姻は義朝の下野赴任後のことと考えられる。また、保元の乱において義康は、清盛・義朝とならぶ将帥として特記されているが、年令、義朝との縁戚関係、義朝が下野守であったこと等から判断して、義朝の同盟軍もしくは従属的な関係にあったと思われる。なお、頼朝の乳母寒河尼が小山氏出身であったように、義朝は国守就任以前から下野の豪族と関係を有している。下野国諸豪族の動向については野口実氏注⑯前掲書八二―一四頁で詳しく分析がなされている。

- ⑤2 『台記』同年八月二十八日条。『延慶本平家物語』第三本「木曾義仲成長する事」。なお『延慶本平家物語』によると義賢の武蔵下向は仁平三年のことであったという。この下向の意味については、上横手氏注②前掲論文参照。
- ⑤3 東野治之氏「日記にみる藤原頼長の男色関係——王朝貴族のウィタ・セクスアリス」(『ヒストリア』八四号所収)。
- ⑤4 この事件の意義については、上横手氏注②前掲論文参照。
- ⑤5 『愚管抄』巻第四後白河。
- ⑤6 藤木邦彦氏「藤原穩子とその時代」(『東大教養学部人文科学紀要』三二号所収)、黒板伸夫氏「藤原忠平政権に関する一考察」(同氏著『撰関時代史論集』所収)、橋本義彦氏「貴族政権の政治構造」(同氏著『平安貴族』所収)等参照。
- ⑤7 橋本義彦『藤原頼長』(人物叢書)一六〇〜一六四頁。
- ⑤8 『保元物語』上「新院御謀叛並びに調伏の事付けたり内府意見の事」。
- ⑤9 拙稿注①前掲論文。
- ⑥0 『兵範記』保元元年七月五日条。
- ⑥1 院が独断で京武者を動員し得たことは、井上満郎氏「院政政権の軍事的編成」(同氏著『平安時代軍事制度の研究』所収)、高橋昌明氏注⑥前掲書一二九〜四四頁、拙稿注①前掲論文参照。
- ⑥2 『兵範記』保元元年七月五日条。
- ⑥3 『保元物語』上「官軍召し集めらるる事」、諸本の校合については『日本古典文学大系 保元物語・平治物語』八〇頁頭注参照。
- ⑥4 『南都大衆入洛記』保延五年三月二十六日条、『本朝世紀』久安三年七月十五日条。
- ⑥5 拙稿注①前掲論文。
- ⑥6 『保元物語』上「官軍勢汰へ並びに主上三条殿に行幸の事」。
- ⑥7 拙稿注①前掲論文。
- ⑥8 『兵範記』保元元年七月十一日条。また当時の播磨守の立場については拙稿「院政期における播磨守」(『兵庫県の歴史』第二十二号所収)参照。
- ⑥9 『兵範記』保元元年七月十七日条によれば、清盛の申請によって弟頼盛、教盛の昇殿が、また同書保元二年正月二十四日条によると清盛の譲りによって長男重盛が従五位上に昇進することが、それぞれ認められている。
- ⑦0 『兵範記』保元元年七月十一日条。また『公卿補任』保元三年藤原隆季項尻付によると、即日左馬頭遷任が認められたという。また遷任の事情については『保元物語』中「朝敵の宿所焼払ふ事」参照。
- ⑦1 『兵範記』保元元年十二月二十九日条。これによると「造日光山功」という名目で重任が定められているが、戦功の恩賞の意味がこめられていたであらうことは疑いない。
- ⑦2 『兵範記』保元二年正月二十四日条。
- ⑦3 たとえば五味文彦氏著『大系日本の歴史 5 鎌倉と京』三五頁、飯田悠紀子氏著『保元・平治の乱』一五二〜三頁等。

- ⑦④ 忠盛の官位、地位については高橋氏注⑥前掲書に詳しい。
- ⑦⑤ 『公卿補任』永暦元年平清盛項尻付。
- ⑦⑥ 院政期の馬寮の重要性については、高橋氏注⑥前掲書二〇二―七頁参照。なお義朝の前任の左馬頭は院近臣末茂流藤原氏の隆季(家成の長男、成親の兄)であった。
- ⑦⑦ 『保元物語』上「官軍勢汰へ<sup>井上</sup>主上三条殿に行幸の事」、『平治物語』上「源氏勢汰への事」。『保元物語』では近江に二人、美濃に二人、尾張に一人、『平治物語』では近江に一人、尾張に一人(熱田大宮司)の名が見えるにすぎない。
- ⑦⑧ 『保元物語』には河内源太朝清の名が見えるが世系不明。あるいは頼信四男頼任流の武者とも考えられる。また『平治物語』の後藤兵衛真基も河内国坂戸を本拠とした則明の裔と考えられるが、しかし当時の本拠地は不明。ともに活躍の形跡はなく、参戦の実否も不確実である。
- ⑦⑨ 上横手氏注②前掲論文。
- ⑧① 拙稿注④前掲戴文参照。
- ⑧② 『保元物語』上「官軍勢汰へ<sup>井上</sup>主上三条殿に行幸の事」、『平治物語』中「待賢門の軍の事<sup>付たり</sup>信頼落つる事」。もちろん西国武士の名が略されていた可能性も強いが、活躍の様子から見ても、彼らが軍勢の質、量両面の中心であったと考えられる。なおこれらによると西国諸国の武士としては難波二郎、瀬尾太郎の二人が記されているのみである。
- ⑧③ 平氏の家人については西村隆氏「平家『家人』表——平氏家人研究への基礎作業——」に網羅されている。
- ⑧④ 平氏の軍制については高田実氏「平家政権論序説」(『日本史研究』九〇号)、五味文彦氏「平氏軍制の諸段階」(『史学雑誌』八八―八)参照。